

ロシア連邦のウクライナ軍事侵攻に厳しく抗議します（会長談話）

本年2月24日、ロシア連邦はウクライナへの軍事侵攻を開始しました。子どもたちを含む市民の犠牲者が増え続けていると報道されています。

国連憲章は、前文で「戦争の惨害から将来の世代を救い」「国際の平和及び安全を維持するためにわれらの力を合わせ」「武力を用いない」努力をするとし、2条で「すべての加盟国は」「武力による威嚇又は武力の行使を」「慎まなければならない。」としています。このたびのロシア連邦の軍事侵攻は、国連憲章に明確に違反しており、市民の命と暮らしを破壊するものであって、断じて許されません。また、ロシア連邦のプーチン大統領が核兵器の使用の可能性に言及し恫喝するにいたっては、言語道断というほかありません。当会はロシア連邦に対し、厳重に抗議します。

日本国憲法はその前文で、平和的生存権をうたい、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ」としています。この憲法に基づいて存立し、戦争による唯一の被爆国でもある日本の政府に対し、ウクライナにおける平和の回復に向けた積極的な外交努力を強く求めます。

福岡県内にも、80名のウクライナ人と200名超のロシア連邦人が生活しているとのことです。共に暮らす彼らの祖国の平和を願い、基本的人権の尊重と社会正義の実現を使命とする弁護士として、私たちはロシア連邦軍のウクライナからの撤退と平和な社会秩序の一刻も早い回復を願います。

2022年（令和4年）3月2日

福岡県弁護士会

会長 伊藤 巧 示